

戸籍証明書等の請求書(広域交付用)

藤崎町長 殿

令和 年 月 日

- 太枠の項目は必ず記入してください。
- 請求には顔写真付きの公的身分証明書の提示が必要です。(その他の注意事項は裏面に記載されています。)
- 出生から死亡までの一連の戸籍の請求や本籍地に問合せが必要な戸籍の場合など、発行に時間がかかり当日中に交付ができないこともあります。あらかじめご了承ください。

窓口に来た人	住所						
		電話番号 — —					
	本籍	都道府県					
	筆頭者の氏名	フリガナ					
必要な人	氏名	フリガナ	生年月日	大正 昭和 平成	年	月	日
	窓口に来た人との関係 ※1						
	<input type="checkbox"/> 本人		<input type="checkbox"/> 配偶者(夫又は妻)				
	<input type="checkbox"/> 直系尊属(父母又は祖父母など)		<input type="checkbox"/> 直系卑属(子又は孫など)				
必要な戸籍の範囲 ※2	本籍	<input type="checkbox"/> 窓口に来た人に同じ	都道府県				
	筆頭者の氏名	フリガナ	生年月日	明・大昭・平	年	月	日
	氏名	フリガナ	生年月日	明・大昭・平令	年	月	日
	<input type="checkbox"/> 必要な人の現在の戸籍				証明書	識別符号	
<input type="checkbox"/> 必要な人の生まれてから亡くなるまで在籍した戸籍				通	通		
<input type="checkbox"/> 必要な人の生まれてから現在まで在籍した戸籍				セット			
<input type="checkbox"/> が 歳から 歳まで在籍した戸籍				セット			
<input type="checkbox"/> その他()				通	通		

※1 広域交付における戸籍証明書等の請求ができるのは、本人、配偶者、直系尊属(父母、祖父母など)、直系卑属(子、孫など)に限られます。

※2 個人事項証明書(戸籍抄本)、一部事項証明書は広域交付の対象外です。

本人確認	個カード	運転免許証	在留	パスポート	その他()		
戸籍全部事項	除籍全部事項	除籍謄本	改製原謄本	単価	件数	金額	
通	通	通	通	450円			
				750円			
戸籍符号	除籍証明符号	除籍謄本符号	改製原謄本符号	400円			
通	通	通	通	700円			
				合計			

後日交付日 令和 年 月 日
(交付時の本人確認 □)

受付	審査	交付

請求に当たっての注意事項

1. 請求者について

広域交付による戸籍証明書等の請求ができるのは、請求者本人に限られます。
窓口に来られた方が請求者本人ではない場合には、広域交付による戸籍証明書等の交付はできませんので、必ず請求者本人が窓口にお越しください。
(代理人の方は請求できません。)

請求者本人が窓口に来ることができない場合には、本籍地の市区町村に請求してください。

なお、亡くなられた配偶者の婚姻前の戸籍を生存配偶者が請求する場合や、父母の戸籍から除籍した兄弟姉妹の戸籍を請求する場合は、第三者請求となり広域交付の対象外となるため、本籍地の市町村で直接請求されるか、郵便で請求してください。

2. 本人確認資料について

請求者について、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。
広域交付の請求の場合、写真付き公的身分証明書に限られます。

3. 必要な戸籍の範囲について

必要な戸籍の範囲について記載してください。
記載いただいた範囲の戸籍を市区町村において検索します。

4. 対象者

請求対象の戸籍等を特定するために使用しますので、対象者の戸籍について筆頭者の氏名及び本籍を記載してください。
記載いただいた内容によって戸籍が特定できない場合、証明書の交付ができない場合がありますので、ご注意ください。

5. 広域交付で交付できる戸籍証明書等の範囲について

広域交付により交付できる戸籍証明書等は、電算化された戸籍又は除籍に限られます。
請求対象の戸籍が、本籍地の市区町村において電算化されていない場合には広域交付により戸籍証明書等の交付はできませんので、本籍地の市区町村に請求してください。

6. 戸籍電子証明書提供用識別符号及び除籍電子証明書提供用識別符号について

行政機関が使用することで、戸籍電子証明書又は除籍電子証明書の取得が可能となる符号(16けたの数字)を発行します。
行政機関に戸籍証明書等を提出する必要がある場合に、行政機関に対し、符号を提示することで戸籍証明書等の提出が不要となる場合があります。
符号を提示することにより、戸籍証明書等の提出が不要となるかは手続ごとに異なりますので詳しくは手続先にお問合せください。

7. 罰則

偽りその他不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰(30万円以下の罰金)が科されます。

※ ご不明な点があれば、窓口でおたずねください。